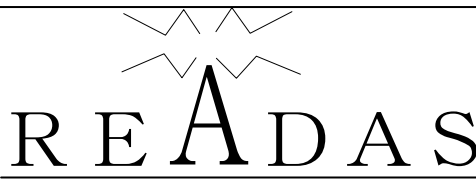


第 5394 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 1月26日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成28年税制改正(個人関係)

Q：平成28年度の個人関係の税制改正は、どのようなものがありますか？

A：次のようなものがあります。

【解説】

平成28年の個人関係の税制改正には、次のようなものがあります。

- ①空家を譲渡した場合の3,000万円控除
被相続人の居住の用に供していた家屋(昭和56年5月31日以前に建築)及びその敷地を相続により取得した個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡した場合に3,000万円の特別控除が適用できる制度が創設
- ②三世同居改修工事をした場合の所得控除
三世同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を創設
- ③スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)
検診、予防接種等を受けている個人を対象として、スイッチOTC医薬品の購入費用についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度(医療費控除の控除額計算上の特例措置)を創設
- ④通勤手当の非課税限度額の引上げ
非課税限度額月10万円から15万円に
- ⑤国立大学法人等への寄附
国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を創設

